

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

委託者 青 森 県

受託者

上記当事者間において、自家用電気工作物保安管理業務の委託のため、次のとおり契約を締結した。（ただし、
を除く。）

（委託業務）

第1条 委託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

- （1）委託業務名 自家用電気工作物保安管理業務
- （2）委託業務内容 別紙1「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、次のとおりとする。

令和4年度	<u>年額金</u> 円	
		（うち消費税額及び地方消費税額 円）
令和5年度	<u>年額金</u> 円	
		（うち消費税額及び地方消費税額 円）
令和6年度	<u>年額金</u> 円	
		（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 前項の委託料は、受託者の請求により年額分全額一括で前払いするものとする。

（委託料の支払）

第4条 受託者は、請求書により、委託者に対し請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、受託者に対し委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条（A） 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受託者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

第5条（B） 契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて

はならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第7条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(電気主任技術者)

第8条 受託者は、委託業務の実施に当たり、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 受託者は、前項の規定により主任技術者を置いた場合は、その者の氏名及びその者に係る免状の写しを速やかに委託者に届出しなければならない。その異動があった場合も、また同様とする。

(費用の負担)

第9条 受託者が委託業務を実施するため、委託者の委託場所に設置する機械、機器、その他の器具（以下「機械器具」という。）については、受託者の所有に属し、その設置に係るすべての費用は、受託者の負担とする。

(実施状況の検査等)

第10条 委託者は、委託業務の実施状況を随時検査することができる。

2 委託者は、前項の検査の結果、受託者の行った委託業務が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直しを請求することができる。この場合の費用は、受託者の負担とする。

(委託業務実施上の損害賠償)

第11条 委託業務の実施に当たり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受託者が委託者又は第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担においてその賠償をするものとする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、委託業務の実施中に知り得た委託者の秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、委託者は、その責任を負わないものとする。

(1) 受託者が、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務の実施状況が、著しく不相当又は不誠実であると認められるとき。

(3) その他受託者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第1号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第14条（A） 委託者が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第5条の契約保証金は、委託者に帰属するものとする。

（違約金）

第14条（B） 委託者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受託者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 委託者は、前項の違約金を委託料から控除するものとする。

（損害賠償）

第15条 委託者は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受託者から徴収する。

（協議事項）

第16条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 青森市長島一丁目1番1号
青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 印

受託者

注意 このページは契約書ではありません。

参考 【契約保証金の態様に応じた削除条項】

- 1 契約保証金を履行保証保険締結により免除したとき
第5条（A）、第14条（A）
- 2 契約保証金を実績により免除したとき
第5条（A）、第14条（A）
- 3 契約保証金を財務規則第159条第1項第6号により免除したとき
第5条（A）、第14条（A）
- 4 契約保証金の納付を受けたとき
第5条（B）、第14条（B）

【注意事項】

仕様書の3の（6）に定める日以外の日に委託業務を実施させる事態が予想されるときは、実施日変更のための協議又は指示の方法、委託料の変更の要否、変更する場合の委託料の算出の方法等について、あらかじめ契約書又は仕様書において約定しておくことが適当である。

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 総則

自家用電気工作物保安管理業務とは、電気事業法（昭和39年、法律第170号）及び電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）に基づいて、委託者が設置する電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）について、電気事業法施行規則第52条第2項で定める事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務をいう。

自家用電気工作物保安管理業務の実施にあたっては、委託者の保安規程に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 自家用電気工作物が設置されている施設

この契約の対象となる自家用電気工作物が設置されている施設は、自家用電気工作物の設置施設一覧表（別表第1）に掲げる施設とする。

3 受託業務の実施方法

- (1) 受託者は、自家用電気工作物が法令等に定める基準に適合するよう維持し、保安を確保するため、「点検等実施項目一覧（需要設備）（別表第2）」に掲げる項目を、別表第1中太陽光発電所を有する施設については「点検等実施項目一覧表（太陽光発電所）（別表第3）」に掲げる項目を併せて実施するとともに、委託者（各施設）に対し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する、必要な指導及び助言を行うものとする。また、異常箇所を発見した場合は、原因の究明に協力すること。
- (2) 自家用電気工作物の設置および変更の工事の期間中においては、「点検等実施項目一覧表（工事期間中）（別表第4）」に掲げる項目を実施する。
- (3) 経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第4条第8号により低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を設置できる施設にあつては、24時間常時監視する装置を設置し、監視を行うことができる。
- (4) 委託業務の実施にあたり、必要とする機器及び消耗品は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、事前に委託者（各施設）と打ち合わせを行い、対象設備を把握のうえ、業務実施に必要な安全対策を自ら確立し、当該施設の運営に支障を来さないよう、十分に注意しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務を、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

4 従事職員

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の要件を満たしている者をもって充てなければならない。
- (2) 受託者は、上記（1）の者から保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示した点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）を指名し、その氏名等を書面により委託者（各施設）に通知するものとする。また、委託者（各施設）はその内容を確認するものとする。

- (3) 受託者は、保安業務担当者等には常に身分証明書を携帯させ、委託者（各施設）に対し身分を明らかにすること。委託者（各施設）は受託者が通知した保安業務担当者等が本人であることを確認するものとする。

5 事故発生時の対応

- (1) 受託者は事故発生時に備え、緊急連絡方法を明確にし、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 自家用電気工作物に事故が発生した場合は、遅滞なく（2時間以内に）当該施設に到達しなければならない。
- (3) 受託者は必要な処置を行うほか委託者（各施設）に応急処置の方法について指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止のためにとるべき処置を指示、又は助言すること。
- (4) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。

6 電気工作物検査官による検査

- (1) 電気事業法第107条第3項に規定する、電気工作物検査官による検査が実施されることになった場合は、受託者は、検査に立ち会わなければならない。
- (2) 受託者は、電気工作物検査官による検査が実施される場合の提出書類について、指導・助言を行うこと。

7 経済産業省への申請、届出

受託者は、契約締結後、速やかに保安全管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を作成し、関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。ただし、受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

また、保安規程等に変更等があった場合は、必要な書類を作成し提出するものとする。

なお、変更手続きに係る申請、届出に要する費用は、保安業務委託料に含むものとする。

8 提出書類

- (1) 緊急連絡体制 1部
- (2) 保安業務担当者名簿 1部
受託者は施設ごとの保安業務担当者の名簿（電気主任技術者免状の種類、番号及び実務経験年数を記載のこと。）を提出すること。
- (3) 点検報告書 1部
受託者は作業終了後、各施設の担当者の確認を受け、報告書を提出すること。
また、緊急対応等を実施した場合には、随時報告書を提出するものとする。

9 記録の保存

保安業務の結果の記録等は、各施設、受託者双方において3年間（竣工検査記録等については永年）保存するものとする。

自家用電気工作物設置施設一覧

NO	施設名	所在地	自家用電気工作物の状況							低圧絶縁監視装置 設置可能施設(○)	備考
			受電設備の内訳				非常用予備発電装置				
			業種	受電設備 容量(kVA)	電圧 (V)	使用月	有無	予備発電 (kVA)	電圧 (V)		
1	青森県立青森高等学校	青森市桜川八丁目1-2	学校	500	6,600	通年	無			○	低圧絶縁監視装置の設置可能
2	青森県立青森西高等学校	青森市大字新城字平岡266-20	学校	450	6,600	通年	無			○	
3	青森県立青森西高等学校 運動場	青森市大字新城字平岡225	学校	100	6,600	通年	無				
4	青森県立青森東高等学校	青森市原別三丁目1-1	学校	494	6,600	通年	無			○	変動(4~11月 450kVA)
5	青森県立青森北高等学校	青森市大字羽白字富田80-7	学校	300	6,600	通年	無			○	
6	青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目12番地40	学校	325	6,600	通年	無			○	
7	青森県立青森中央高等学校	青森市東大野一丁目22番地1	学校	450	6,600	通年	無			○	
8	青森県立弘前高等学校	弘前市大字新寺町1番地1	学校	325	6,600	通年	無			○	
9	青森県立弘前中央高等学校	弘前市大字蔵主町7番地1	学校	531	6,600	通年	無			○	変動(4~11月 500kVA)
10	青森県立弘前南高等学校	弘前市大字大開四丁目1番地1	学校	475	6,600	通年	無			○	
11	青森県立八戸高等学校	八戸市長者四丁目4-1	学校	350	6,600	通年	無			○	
12	青森県立八戸東高等学校	八戸市類家一丁目4-47	学校	300	6,600	通年	無			○	
13	青森県立八戸北高等学校	八戸市大字大久保字町道8-3	学校	450	6,600	通年	無			○	
14	青森県立八戸西高等学校	八戸市大字尻内町字中根市14	学校	300	6,600	通年	無			○	
15	青森県立木造高等学校	つがる市木造日向73-2	学校	400	6,600	通年	無			○	
16	青森県立木造高等学校深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上95-157	学校	150	6,600	通年	無			○	
17	青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜72	学校	175	6,600	通年	無			○	
18	青森県立五所川原高等学校	五所川原市中平井町3の3	学校	300	6,600	通年	無			○	
19	青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町大字太田字西上林46番地	学校	200	6,600	通年	無			○	
20	青森県立金木高等学校	五所川原市金木町芦野200	学校	130	6,600	通年	無			○	
21	青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉369-1	学校	150	6,600	通年	無			○	
22	青森県立黒石高等学校	黒石市西ヶ丘65番地	学校	450	6,600	通年	無			○	
23	青森県立浪岡高等学校	青森市浪岡大字浪岡字稲村1	学校	250	6,600	通年	無			○	
24	青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町字松の木106-1	学校	300	6,600	通年	無			○	
25	青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町字館野47	学校	475	6,600	通年	無			○	
26	青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地46	学校	280	6,600	通年	無			○	
27	青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田字下洗53-3	学校	130	6,600	通年	無			○	
28	青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25-163	学校	175	6,600	通年	無			○	
29	青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎305	学校	150	6,600	通年	無			○	
30	青森県立三本木高等学校	十和田市西五番町1番1号	学校	480	6,600	通年	無				
31	青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目1	学校	350	6,600	通年	無			○	
32	青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町6-18	学校	325	6,600	通年	無			○	
33	青森県立大湊高等学校	むつ市字大近川44-84	学校	280	6,600	通年	無			○	
34	青森県立大間高等学校	下北郡大間町大字大間字大間平20-43	学校	175	6,600	通年	無			○	
35	青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町大字川守田字白坂の上3	学校	200	6,600	通年	無			○	
36	青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪字朝日田12の37	学校	1,181	6,600	通年	無				
37	青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田130番地	学校	750	6,600	通年	無				
38	青森県立三本木農業高等学校	十和田市大字相坂字高清水78-92	学校	1,348	6,600	通年	無				
39	青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平1	学校	584	6,600	通年	無				
40	青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻字清水流地内	学校	1,600	6,600	通年	無			○	

自家用電気工作物設置施設一覧

NO	施設名	所在地	自家用電気工作物の状況							低圧絶縁監視装置 設置可能施設(○)	備考
			受電設備の内訳				非常用予備発電装置				
			業種	受電設備 容量(kVA)	電圧 (V)	使用月	有無	予備発電 (kVA)	電圧 (V)		
41	青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町6番地2	学校	1,320	6,600	通年	無			○	
42	青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目2-27	学校	675	6,600	通年	無			○	
43	青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市大字湊字船越192	学校	700	6,600	通年	無			○	
44	青森県立十和田工業高等学校	十和田市大字三本木字下平215-1	学校	525	6,600	通年	無			○	
45	青森県立むつ工業高等学校	むつ市文京町22-7	学校	400	6,600	通年	無			○	
46	青森県立八戸水産高等学校	八戸市大字白銀町字人形沢6-1	学校	350	6,600	通年	無			○	
47	青森県立八戸水産高等学校 栽培漁業実習棟	八戸市大字鮫町字下盲久保25-263	学校	60	6,600	通年	有	55	200		
48	青森県立八戸水産高等学校 寄宿舎	八戸市大字白銀町字砂森23-1	学校	80	6,600	通年	無			○	
49	青森県立青森商業高等学校	青森市大字戸山字安原7-1	学校	400	6,600	通年	無			○	
50	青森県立弘前実業高等学校	弘前市大字中野三丁目6番地10	学校	450	6,600	通年	無			○	
51	青森県立八戸商業高等学校	八戸市大字十日市字塚ノ下3-1	学校	350	6,600	通年	無			○	
52	青森県立三沢商業高等学校	三沢市春日台二丁目154	学校	375	6,600	通年	無			○	
53	青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目1-24	学校	384	6,600	通年	無			○	変動(4~11月 325kVA)
54	青森県立八戸中央高等学校	八戸市諏訪一丁目2-17	学校	425	6,600	通年	無			○	
55	青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元7番地の6	学校	450	6,600	通年	無			○	
56	青森県立盲学校	青森市大字矢田前字浅井24-1	学校	300	6,600	通年	有	48	200	○	
57	青森県立八戸聾学校	八戸市柏崎六丁目29-24	学校	275	6,600	通年	有	24	200	○	
58	青森県立青森聾学校	青森市大字安田字稻森125-1	学校	150	6,600	通年	有	48	200	○	
59	青森県立弘前聾学校	弘前市大字原ヶ平三丁目3番地1	学校	250	6,600	通年	有	26.8	200	○	
60	青森県立青森第一養護学校	青森市大字石江字江渡101	学校	200	6,600	通年	有	41	200	○	
61	青森県立青森第二養護学校	青森市大字戸山字宮崎56	学校	275	6,600	通年	有	60	200	○	
62	青森県立青森若葉養護学校	青森市東造道一丁目7-1	学校	80	6,600	通年	有	26.8	200		
63	青森県立青森第一高等養護学校	青森市大字西田沢字浜田368	学校	300	6,600	通年	有	37	100/200	○	
64	青森県立青森第二高等養護学校	青森市大字戸山字宮崎22	学校	250	6,600	通年	有	50	200	○	
65	青森県立弘前第一養護学校	弘前市大字中別所字平山140番地	学校	450	6,600	通年	有	39	200	○	
66	青森県立弘前第一養護学校高等部	弘前市大字駒越字村元75番地1	学校	175	6,600	通年	有	39	200	○	
67	青森県立弘前第二養護学校	弘前市大字中別所字平野227番地	学校	80	6,600	通年	有	33	200		
68	青森県立八戸第一養護学校	八戸市大字大久保字行人塚10-1	学校	375	6,600	通年	有	20	200	○	
69	青森県立八戸第二養護学校	八戸市大字松館字水野平20-19	学校	550	6,600	通年	有	50	200	○	
70	青森県立八戸高等支援学校	八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291	学校	350	6,600	通年	有	80	200	○	
71	青森県立森田養護学校	つがる市森田町床舞鶴嶮104の5	学校	375	6,600	通年	有	27	200	○	
72	青森県立黒石養護学校	黒石市大字温湯字がむし堤沢5番地3	学校	150	6,600	通年	無			○	
73	青森県立浪岡養護学校	青森市浪岡大字女鹿沢字平野215番地1	学校	175	6,600	通年	有	120	200	○	
74	青森県立七戸養護学校	上北郡七戸町字蛇坂57-31	学校	425	6,600	通年	有	27	200	○	
75	青森県立むつ養護学校	むつ市大字奥内字檜立場1-110	学校	205	6,600	通年	有	48	200	○	
76	青森県立田名部高等学校旧大畑校舎	むつ市大畑町兎沢17-200	学校	105	6,600	通年	無			○	
77	旧青森県立南部工業高等学校	三戸郡南部町大字大向字佐野平25	学校	300	6,600	通年	無			○	
78	青森県立八戸北高等学校旧南郷校舎	八戸市南郷区大字市野沢字三合山8	学校	200	6,600	通年	無			○	
79	青森県立青森商業高等学校(旧校舎)	青森市東造道一丁目6-1	学校	310	6,600	通年	無			○	
80	旧青森県立中里高等学校	北津軽郡中泊町大字高根字小金石567	学校	105	6,600	通年	無			○	

自家用電気工作物設置施設一覧

NO	施設名	所在地	自家用電気工作物の状況							低圧絶縁監視装置 設置可能施設(○)	備考
			受電設備の内訳				非常用予備発電装置				
			業種	受電設備 容量(kVA)	電圧 (V)	使用月	有無	予備発電 (kVA)	電圧 (V)		
81	青森県立大湊高等学校旧川内校舎	むつ市川内町家ノ上48番地	学校	105	6,600	通年	無			○	
82	旧青森県立五戸高等学校	三戸郡五戸町字根岸6	学校	200	6,600	通年	無				
83	旧青森県立田子高等学校	三戸郡田子町大字相米字蝦夷館1-1	学校	175	6,600	通年	無			○	
84	旧青森県立黒石商業高等学校	黒石市大字あけぼの町97番地2	学校	250	6,600	通年	無			○	
85	青森県立図書館	青森市大字荒川字藤戸119-7	図書館	700	6,600	通年	有	250	200	○	
86	青森県総合学校教育センター	青森市大字大矢沢字野田80-2	教育研修施設	2,550	6,600	通年	有	400	6,300	○	
87	青森県立梵珠少年自然の家	五所川原市大字神山字殊ノ峰117-602	社会教育施設	80	6,600	通年	無				
88	三内丸山遺跡整理作業所	青森市大字三内字丸山215	社会教育文化施設	300	6,600	通年	無			○	
89	三内丸山遺跡センター	青森市大字三内字丸山305	社会教育文化施設	2,325	6,600	通年	有	80	200	○	変動(4~11月 2,175kVA)
90	青森県埋蔵文化財調査センター	青森市大字新城字天田内135-1	社会教育文化施設	530	6,600	通年	無				
91	埋蔵文化財調査センター 大鱧収蔵庫	南津軽郡大鱧町大字虹貝字中熊沢10番地4	社会教育文化施設	105	6,600	通年	無			○	
92	青森県立郷土館	青森市本町二丁目8-14	社会教育文化施設	925	6,600	通年	有	62.5	200	○	

点検等実施項目一覧表（需要設備）

○印は各点検の該当項目を示す。

電気工作物		点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検
			月次点検 (注2)	年次点検 (年1回)	必要の都度
受電設備	責任分界となる区分開閉器、 断路器 (注3)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4、注8)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4、注8)		○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
計器校正試験				○	
	シーケンス試験 (注6)		○		
建物、室、キュービクル等の 金属箱	外観点検	○	○		
	外観点検	○	○		
接地装置	漏洩電流測定	○			
	接地抵抗測定 (注7)		○		
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断器 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線器 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左

電気工作物	点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検	
		月次点検 (注2)	年次点検 (年1回)	必要の都度	
電気使用場所の設備 (注10、11)	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)	○	○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
保護継電器動作特性試験				○	
その他の機器類	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注9)		○		
接地装置	外観点検	○	○		
	接地抵抗測定 (注7)		○		
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験 (注6)		○	
その他受電設備に準ずる		同左	同左	同左	
建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○		
接地装置	外観点検	○	○		
	接地抵抗測定 (注7)		○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	

- (注1) 各項目の点検方法については、受託者の定める点検指針による。
- (注2) 移動用の非常用予備発電装置を接続しない機関にあつては、6か月に1回の点検とする。
- (注3) 充電部分の絶縁抵抗測定は、省略することがある。
- (注4) 当事業場の停電が困難な場合にあつては、3年に2回以内において、受託者と協議のうえ、部分放電検出等による絶縁診断に替えることがある。
- (注5) 当事業場の停電が困難な場合にあつては、3年に2回以内において、受託者と協議のうえ、保護継電器制御回路の測定試験、及びテスト鉤又は接点マーク等による保護継電器単体試験に替えることがある。
- (注6) 受電設備・非常用予備発電装置にあつては3年に1回、それ以外の設備にあつては必要の都度行う。
- (注7) 過去の測定結果により、省略することがある。
- (注8) 変圧器の二次側より主開閉器電源側を一括絶縁抵抗測定する場合であつて、当該電路の接地線の取外しが困難なときは、省略することがある。
- (注9) 次のいずれかの場合において、絶縁状況が良好と認められるときは、受託者と協議のうえ一部又は全部を省略することがある。
- (1) 絶縁常時監視装置・漏電監視装置等による監視又は漏電遮断器を設置する場合
- (2) 3年に2回以内において、当事業場の停電が困難で、かつ低圧漏電メモリー等による監視を行う場合
- (注10) 電気火災警報器、昇降設備等その取扱いについて法令に基づく特定の資格を要する電気工作物及び、オートメーション化された工作機械群等その取扱いに高度の専門知識を要する電気工作物であつては、点検及び試験の一部を省略することがある。
- (注11) 移動して使用する電気工作物等、定期点検時に現場に置かれていないものにあつては、点検及び試験を省略することがある。

点検等実施項目一覧表（太陽光発電所）

○印は各点検の該当項目を示す。

電気工作物	点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検	
		月次点検 (注2)	年次点検 (年1回)	必要の都度	
発電所	太陽電池発電装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器 遮断器 開閉器 (注3)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験 (注4)		○	
		内部点検			○
	電力ヒューズ	絶縁油の点検、試験			○
		外観点検	○	○	
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
	変圧器	絶縁抵抗測定 (注5)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注5)		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	交流直流変換装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤 制御装置	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
シーケンス試験 (注4)	シーケンス試験		○		
	外観点検	○	○		
発電設備の建物、室、キュー ビクル等の金属箱	外観点検	○	○		
	外観点検	○	○		
接地装置	接地抵抗測定 (注6)		○		

(注1) 各項目の点検方法については、受託者の定める点検指針による。

(注2) 月次点検は、太陽電池発電所の出力が100kW未満にあっては、6か月に1回、100kW以上にあっては隔月1回行うこととする。

(注3) 充電部分の絶縁抵抗測定は、省略することがある。

(注4) 3年に1回行う。

(注5) 変圧器の二次側より主開閉器電源側を一括絶縁抵抗測定とする場合であって、当該回路の接地線の取外しが困難なときは、省略することがある。

(注6) 過去の測定結果により、省略することがある。

点検等実施項目一覧表（工事期間中）

1 工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

設備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等風車、支持工作物、太陽電池発電所、燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
配電線路	電線路、電源供給器等	外観点検		○
		絶縁抵抗測定		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

注 2 発電設備試験の実施については、受託者と協議する。

2 巡視、点検及び測定・試験の周期

区分		点検の種別	周期
配電線路を管理する事業場			
発電所	内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所	竣工検査	工事完了後
	太陽電池発電所		
	風力発電所		
	上記以外の発電所		
需要設備		工事期間中の巡視、点検	毎週 1 回
		竣工検査	工事完了後
需要設備		工事期間中の巡視、点検	毎週 1 回
		竣工検査	工事完了後

注 工事期間中の巡視、点検は、工事工程に合わせ実施する。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。